

千葉県告示第204号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成26年3月14日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年3月14日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
国道14号	中央区富士見2丁目 7番1から 中央区富士見2丁目 26番18まで	前	11.67 ~17.80	278.9	
		後	0.00	0.0	
	中央区富士見2丁目 5番7から 中央区富士見2丁目 28番13まで	前	0.00	0.0	
		後	22.81 ~53.32	420.0	

- 3 施行日 平成26年3月20日